

入札説明書の変更

令和5年7月28日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介

令和5年7月12日付けで公告した「令和5年度放射線モニタリング情報ポータルサイトの更改業務」の一般競争入札（総合落札方式）について、以下のとおり変更します。

1 入札説明書の変更

(1) 応札資料作成要領

190 ページ目 1.3 作業計画の妥当性、効率性における基礎点評価の観点及び加点評価の観点並びに 195 ページ目 4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況における加点評価の観点を別紙1のとおりに変更する。

(2) 評価項目一覧

203 及び 204 ページ目提案要求事項一覧における提案要求事項、得点配分、内部用評価基準、調達仕様書/要件定義書記載箇所及びひな形ページ番号を別紙2のとおりに変更する。

変更後

1 事業の実施方針

1.3 作業計画の妥当性、効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・作業計画の妥当性、効率性について記述する。

- 作業計画の妥当性、効率性

【基礎点評価の観点】
・提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す作業計画に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。
また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び作業計画に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。
・令和6年度以降に想定される運用保守費用(年間)の内訳が記載されていること。
詳細は応札資料作成要領の第6章に準ずることとし、令和5年度の構築費用の見積書とは別に作成すること。

【加点評価の観点】
・令和6年4月の運用開始を確実に実現するための優れた提案がなされているか。
・令和6年度以降に想定される運用保守費用(年間)が妥当かつ合理的であること。

4 組織のワークライフバランス等の取組

4.1 ワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容 ・認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。

認定等の有無： 有 ・ 無

認定等の名称： (認定段階： 、計画期間：平成(令和)〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

注1 プラチナえるばし認定、えるばし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階については各認定等の名称と認定段階(えるばし：1～3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【加点評価の観点】
●女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるばし・えるばし認定等)
<プラチナえるばし(※1) 75点、えるばし3段階目(※2) 60点、同 2段階目(※2) 45点、同 1段階目(※2) 30点、行動計画(※3) 15点>
※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
※2 女性活躍推進法9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。
※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が努力義務により届出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。
●次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定)
<プラチナくるみん認定 60点、くるみん認定(新基準※4) 45点、くるみん認定(旧基準※5) 30点、トライくるみん認定 30点>
※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)
※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正者令附則第2条第5項の経過措置により認定)
●若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) < 60点>
(注) 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

1 事業の実施方針

1.3 作業計画の妥当性、効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	・作業計画の妥当性、効率性について記述する。
------	------------------------

- 作業計画の妥当性、効率性

【基礎点評価の観点】
 ・提案において、調達仕様書及び要件定義書に示す作業計画に係る全ての要件を遵守することが明確に示されているか。
 また、調達仕様書及び要件定義書に規定する業務の目的や作業事項、及び作業計画に係る要件に対して、反する又は矛盾する提案がないか。

【加点評価の観点】
 ・令和6年4月の運用開始を確実に実現するための優れた提案がなされているか。

4 組織のワーク・ライフ・バランス等の取組

4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	・認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。
------	--------------------------

認定等の有無： 有 ・ 無

認定等の名称： _____ (認定段階： _____、計画期間：平成(令和)〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

注1 プラチナえるばし認定、えるばし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階については各認定等の名称と認定段階(えるばし：1～3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【加点評価の観点】

- 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるばし・えるばし認定等)
 - <プラチナえるばし(※1) 50点、えるばし3段階目(※2) 40点、同 2段階目(※2) 30点、同 1段階目(※2) 20点、行動計画(※3) 10点>
 - ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
 - ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。
 - ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)が努力義務により届出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。
- 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定)
 - <プラチナくるみん認定 40点、くるみん認定(新基準※4) 30点、くるみん認定(旧基準※5) 20点、トライくるみん認定 20点>
 - ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)
 - ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正者令附則第2条第5項の経過措置により認定)
- 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) < 40点>

(注) 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

